

将監東中学校運動部活動に係る活動方針

1. 本校の運動部活動が目指すもの

【学校教育目標】

「豊かな心と知性を備えた たくましく生きる生徒の育成」

この目標は、集団生活を通じた「豊かな人間性と思いやり」、学習活動を通じた「確かな学力」、さらに、学校生活全般を通じた「健康な体と健全な判断力・行動力」を身に付け、たくましく生きる力を持った生徒を育成することをねらいとしている。

- (1) 学校教育目標の実現のために、運動部活動を通して、本校生徒の確かな学力，豊かな心，健やかな体のバランスのとれた生きる力を育むこと。
- (2) 運動部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り，生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 運動部活動を通して，学級・学年の枠をこえ，多くの仲間と関わりながら豊かな人間性や協調性，思いやりの心を育むこと。

2. 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①運動部顧問は，年間活動計画を作成する。
- ②運動部顧問の作成する年間活動計画には，年間を通して基本となる休養日及び参加予定大会等の日程を明示する。
- ③運動部顧問は，生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに，生徒に練習の目的，技能の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記の活動方針並びに各部の年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月（複数月）の活動計画の作成

- ・運動部顧問は，毎月（複数月）の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月（複数月）の活動計画の通知

- ・運動部顧問は，上記（3）毎月（複数月）の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

3. 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する運動部及び顧問・外部指導者一覧

種目	男子	女子	2021年度 顧問・(外部指導者)
野 球	○	○	丸山 兼治・小湊 陽
サッカー	○	○	島野 望・荻部 洋平
ソフトボール	×	○	原田 毅春・新沼 昌宏
ソフトテニス	×	○	濱 泰斗・八巻 京子
男子バスケットボール	○	×	菅原 秀仁・高橋 唯
女子バスケットボール	×	○	渡部 和生・高橋 唯
バレーボール	×	○	横尾 直也・譜久村 小織
バドミントン	×	○	成田 優理
卓 球	○	×	千葉 由佳・千葉 舞子
剣 道	○	○	佐藤 健一・小湊 陽
柔 道	○	○	渡部 真司・新沼 昌宏
水 泳	○	○	佐藤 英一・青木 知子
駅 伝	○	○	譜久村・丸山・渡邊(和)・佐藤(健)
あすか卓球	○	○	八巻 京子・横尾 直也

(2) 保護者への説明

- ①運動部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②運動部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4. 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 ※休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上休養日を設ける。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として休養日は他の土曜日及び日曜日に振り返る。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準ずるものとするが、原則として、土曜日、日曜日、及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 考査前の休養日

- ①中間考査の場合は、考査の3日前から部活動中止とする。
- ②期末考査の場合は、考査の5日前から部活動中止とする。
- ③実力考査及び市標準学力検査の場合は、考査の前日を部活動中止とする。

(4) 平日の活動時間

期 間	部活動終了時間	下校時間
4月	17:30	17:50
5月～ 6月 (中総体終了まで)	18:00	18:20
6月～10月 (新人戦終了まで)	17:30	17:50
10月～3月	17:10	17:30

- ・活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ・最終下校時刻20分前に鳴るチャイムで活動を終え、時間を守って生徒を下校させる。

(5) 土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも1日3時間程度とする。

(6) 活動場所

①校舎内

吹奏楽部：4F第1音楽室・第2音楽室
総合文化部：1F美術室・2F家庭科室
あすか卓球部：1Fあすか教室

②錬武館

剣道部, 柔道部

③体育館

男女バスケットボール部, バレーボール部, バドミントン部, 卓球部

④校庭

野球部, サッカー部, ソフトテニス部, ソフトボール部, 駅伝部

⑤校外

水泳部, 器械体操・体操部

(7) 入部について

①入部の制限について

- ・部活動への加入は任意とし、生徒は年間を通して顧問了承のもといつでも入部、退部をすることができる。
- ・生徒が入部できる部は1つに限るが、駅伝部への加入は他の部に所属していても可能とする。

(8) 朝練習の制限

- ・放課後の活動時間と合わせて2時間以内であれば朝練習を行ってよいものとする。
- ※朝練習が可能な時間は、7:30～8:00までの30分間とする。

※朝練習を30分間行った場合は、放課後の練習は90分以内とする。

- ・生徒の健康に十分に配慮して実施する。

(9) 強化練習期間

- ・強化練習期間は設けない。

5. 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6. 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

①運動部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。

②運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については、公共交通機関を利用することとするが、公共交通機関での移動が困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

7. 創部、休部、廃部に関する規定

(1) 部活動の設置について

※今後、新たな部を創部する場合には、次の要件を満たすことを必要とする。

- ①団体戦に出場するために必要な人数が集まっていること。
- ②担当することのできる顧問の先生がいること。
- ③部活動担当との相談（予算、活動場所など）の上、職員会議において全職員の了解を得ること。
- ④学校長の許可を得ること。

(2) 廃部について

- ・2年間続けて団体戦出場可能人数に満たない場合は、3年目以降部員を募集せず、その時点で所属していた部員が引退後廃部とする。

